

国際部会会員各位、
国際宅配便部会会員各位

一般社団法人 航空貨物運送協会
国際部会
国際宅配便部会
通関部会

第 19 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーンの実施について

平素は、当協会の活動に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会と財務省関税局は、「密輸防止に関する覚書（MOU）」を平成 4 年 6 月に締結し、例年 10 月に財務省・税関がおこなう「薬物及び銃器取締強化期間」にあわせて、国際部会、国際宅配便部会及び通関部会の 3 部会共催による「社会悪物品等の密輸防止キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施しています。

このキャンペーンは、麻薬や銃砲といったいわゆる社会悪物品と知的財産侵害物品等の密輸の撲滅を目的として、当協会が税関に協力して実施するものです。キャンペーン期間中、会員各社には、店社・倉庫内でのポスターの掲示、疑わしい輸出入貨物や人物に係る情報の税関への積極的な通報により、普段にもまして、水際における取締りの強化・徹底に努めていただいております。

本年も、例年のとおり、10 月 1 日から 10 月 31 日までの間、キャンペーンを実施いたしますので、会員各位のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 名称 「第 19 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーン」
2. 実施期間 平成 29 年 10 月 1 日(日)から 10 月 31 日(火)まで
3. 参加対象 国際部会会員各社、国際宅配便部会会員各社
4. 実施内容・方法
 - ① 事務局では、「第 19 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーン」のポスターを作成いたしました。ポスターは PDF 形式で添付しますので、会員各社は、印刷のうえ、倉庫、従業員室、応接室等に掲示し、本キャンペーンに参加していることを周知・啓発してください。なお、ポスターの印刷は A3 判・カラーでの印刷を推奨いたしますが、モノクロ印刷でもご利用いただけます。

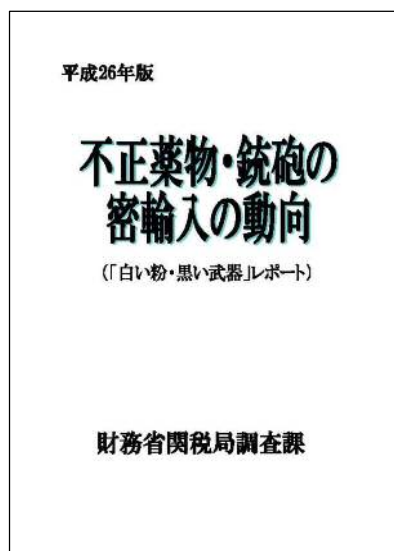
JAF A 第 19 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーンポスター PDF



- ② 本キャンペーン関連のレポート、リーフレット、ポスターが掲載された財務省、税関ホームページ情報をお伝えしますので、会員各社は、社内での本キャンペーンの周知・啓発に活用願います。

(1) 関税局 平成 27 年度版不正薬物・銃砲の密輸入の動向

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/report2015/index.htm>



(2) 税関 密輸情報提供リーフレット（物流・倉庫用）

http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/mitsuyu_butsu.pdf



(3) ポスター：社会悪物品等密輸防止啓発ポスター（保税）

http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/poster/27poster_hozei.html



- ③ 事務局は、本キャンペーンについて、Jafa ニュース及びホームページに掲載して広く周知します。

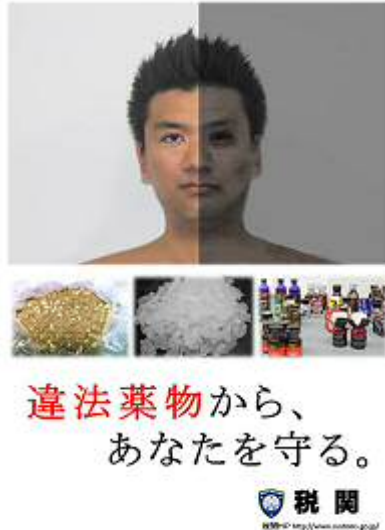
5. 万が一、不正薬物や拳銃の密輸に関する情報があれば、下記に情報提供をお願いします。

密輸ダイヤル 0120-461-961 (シロイ クロイ) (24 時間受付)

税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

社会悪物品等密輸防止啓発ポスターG

http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/poster/27poster_G.html



6. キャンペーンに関する問い合わせ先

事務局担当者 : 松下

Mail address : matsushita@jafa.or.jp

電話 : 03-6222-7571

財務省・税関が配布または税関ホームページ掲載の、ポスター・リーフレットの内容の全部または一部については、適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことが出来ますが、財務省に無断で改変を行うことはできません。

また、商用目的で複製する場合は、予め財務省に連絡する必要があります。